

議案第8号

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されることに伴い、君津郡市広域市町村圏事務組合同規約中教育委員会の組織に関する規定を整備するため、同規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の見出し中「・委員の定数」を「及び組織」に改め、同条第2項中「5人」を「教育長及び4人」に改める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。